

# 資料3-1

## 医療ツーリズムと地域医療との調和に向けたルールの検討

- 1 現状認識
- 2 神奈川県における医療ツーリズム受け入れに係る基本的な考え方
- 3 医療ツーリズム専用病床について
- 4 各種ルールの骨子

令和元年5月17日

神奈川県医療ツーリズムと地域医療との調和に関する検討会

神奈川県医療ツーリズムと地域医療との調和に関するワーキンググループ

事務局提出資料

# 1 現状認識

- 医療ツーリズムは、県内への経済効果、高度な医療システムの海外展開につながることに加え、医療機関の収益の向上につながる効果がある。
- しかし、一方で、地域医療に必要な医療人材が一定程度、医療ツーリズムに割かれるなど、地域医療へのマイナスの影響も懸念される。
- 以上から、医療ツーリズムを県内の医療機関で受け入れるに当たっては、地域医療との調和に向けたルール作りが必要。

## 《平成30年12月3日神奈川県議会における知事答弁》

治療や検診を目的に来日する医療ツーリズムは、滞在や観光による経済効果だけでなく、日本の高度な医療システムの海外への展開にもつながることが期待されます。また、医療機関も稼働率アップによって収益が向上し、結果として医療人材や機器の充実など、県民の皆様へ安定して医療を提供していくことにもつながるものと認識しています。

一方で、地域のために必要な病院や医師などが、医療ツーリズムで訪れる外国人の診療に割かれ、地域医療に影響を及ぼすといった懸念を示す声もあります。

特に、本県は人口10万人あたりの病床数が全国で最も少なく、医師などの人材も不足していることから、地域の医療提供体制が損なわれないようにすることは重要です。

## 《医療ツーリズム受入に係る課題(第1回会議資料5から抜粋)》

### 1 地域医療に与える影響

- 医師、看護師等の医療人材が割かれる可能性
- 外国人患者の容態急変に伴う周辺救急医療機関への圧迫
- 上記に伴う受入救急医療機関における未収金発生の可能性

### 2 既存病床数・基準病床数に与える影響

- 外国人専用病床の既存病床への計上

### 3 その他

- 自由診療による日本人の診療の可能性
- 各種ルールを遵守しているかを定期的に確認する仕組みの構築
- ルール逸脱時の対応

## 2 神奈川県における医療ツーリズム受け入れに係る基本的な考え方

- 神奈川県は、都道府県別人口数では全国2位である一方、人口10万人当たりの医療機関数(病院、医科診療所)、病床数、医療施設従事者数(総数)が全国平均を下回るなど、県内の医療資源はなお不足している状況にある。
- こうした点を踏まえ、地域医療との調和を図る観点から、既存の保険医療機関の余力を活用した形での医療ツーリズムの受け入れを原則とする。

(表)人口10万人当たりの医療施設数・医療従事者数(神奈川県)

項目	数量	順位	出典
病院の施設数	3.7病院	47位	H29医療施設調査
病床数(病院のみ)	806.2床	47位	H29医療施設調査
医療施設従事医師数	205.4人	39位	H28医師・歯科医師・薬剤師調査
就業看護師数	686.6人	45位	H28衛生行政報告例

(参考)あいち医療ツーリズム研究会「医療ツーリズム推進に向けた提言～愛知の医療ツーリズムを世界へ発信～」(平成28年11月)

「医療ツーリズムは、医療機関の受入余力を活用して、外国人患者に日本の医療サービスを提供することが前提であり、医療ツーリズムで訪日する外国人患者の受入れは一定数にとどめるなど、地域医療に影響を及ぼさない範囲で実施するよう十分に配慮することが求められる」

### 3 医療ツーリズム専用病床について

- 医療資源が不足する本県の状況を踏まえ、医療ツーリズム専用病床については、原則認めるべきではない。
- しかし、神奈川県らしい(望ましい)医療ツーリズム(※)の受入を行い、かつ、小規模であるような場合に限り、ルールの範囲内で、地域アセスメントを通じた地域の合意があれば、設置について検討の余地があるのではないか。

※神奈川県らしい(望ましい)医療ツーリズムのあり方は、本検討会議で検討

- 上記の前提として、国として法整備を含むルール作りがなされるべきである。

#### 《地域アセスメントのイメージ》

- 各種受入ルールを遵守する開設計画について、地域医療構想調整会議等で了承を得られること
- 医療ツーリズム専用病床を開設する医療法人と、当該地域の医療関係団体等との協議会等を設置(※)し、ルールが遵守されているかを定期的に確認すること
  - ※株式会社が設置した医療機関の例
- ルール逸脱時に、実効的な対応及びペナルティが担保されること

## 4 遵守すべき受入ルールの骨子(検討ポイント)

○ 県内の医療機関で医療ツーリズムを受け入れるに当たっては、次の点に留意する。

### (1) 地域の医療人材への影響

### (2) 対象外国人患者の急変時の対応と連携

- ➡ 容態急変時にも、当該医療機関のみで対応できるような体制を構築しておく。
- ➡ 当該医療法人では対応できない場合は、搬送先の医療機関についてあらかじめ協定を締結しておく。
- ➡ 搬送先の医療機関で、未収金が発生した場合は、当初受け入れた医療機関で負担する。

### (3) 医療費の設定の適正化

- ➡ 診療原価、追加費用(医療通訳等)、付加価値等を適正に見積もり、医療費を設定する。

### (4) 未収金対策・通訳者

- ➡ 未収金が発生しないよう、前払金制度やキャッシュレス対応などを講じる。
- ➡ その他、通訳者の配置など